

# 事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型) 制度

ご利用 いただける方	産業競争力強化法等に規定するいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	2億8,000万円(組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	事業再生計画の実施に必要な運転資金及び設備資金
保証期間 ・返済方法	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内(据置期間は3年以内)
貸付利率	金融機関所定利率
信用保証料率※	年0.30% なお、経営者保証免除対応適用の場合も同率。
担保・ 連帯保証人	担保 必要に応じて徴求。 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない。 また、事業者選択型経営者保証非提供制度を選択する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。

※国補助後の事業者負担分。

担保・会計参与設置の保証料率割引は適用外。

条件変更保証料は補助対象外。